

恩給法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の仮定俸給年額を定める政令
内閣は、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）附則第七條第一項の
規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十一号）附則第七条第一項に規定する政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる恩給年額計算の基礎となつている俸給年額及び同表の中欄に掲げる實在職年の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額		実在職年	仮定俸給年額
一四七、七〇〇円	三十年未満	三十年以上	一六一、四〇〇円
一五三、七〇〇円	三十年未満	三十年以上	一六五、八〇〇円
一六一、四〇〇円	三十年未満	三十年以上	一六五、八〇〇円
一七二、一〇〇円	三十年未満	三十年以上	一七二、一〇〇円
一八二、五〇〇円	三十年未満	三十年以上	一七七、四〇〇円
二〇一、五〇〇円	三十年未満	三十年以上	一八二、五〇〇円
二一六、八〇〇円	三十年未満	三十年以上	一八八、六〇〇円
二二九、〇〇〇円	三十年未満	三十年以上	一九四、八〇〇円
二四九、二〇〇円	三十年未満	三十年以上	二〇一、五〇〇円
二六二、九〇〇円	三十年未満	三十年以上	二〇一、五〇〇円
二九一、七〇〇円	三十年未満	三十年以上	二〇八、三〇〇円
三〇六、七〇〇円	三十年未満	三十年以上	二〇八、三〇〇円
三二二、四〇〇円	三十年未満	三十年以上	二一六、八〇〇円
三四一、四〇〇円	三十年未満	三十年以上	二二一、〇〇〇円
三五〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	二二一、〇〇〇円
三六〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	二二九、〇〇〇円
三七八、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	二三五、七〇〇円
三九八、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	二四九、二〇〇円
四一八、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	二五二、七〇〇円
四三九、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	二五二、七〇〇円
四六〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	二六二、九〇〇円
四八〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	二七六、六〇〇円
五〇〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	二七六、六〇〇円
五二〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	二九一、七〇〇円
五四〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	二九九、四〇〇円
五六〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	二九九、四〇〇円
五八〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三〇六、七〇〇円
六〇〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三二二、四〇〇円
六二〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三二二、四〇〇円
六四〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三三九、三〇〇円
六六〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三四一、四〇〇円
六八〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三四一、四〇〇円
七〇〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
七二〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
七四〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
七六〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
七八〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
八〇〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
八二〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
八四〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
八六〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
八八〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
九〇〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
九二〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
九四〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
九六〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
九八〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円
一〇〇〇、三〇〇円	三十年未満	三十年以上	三五〇、三〇〇円

三五九、五〇〇円	三十三年以上	三七七、五〇〇円
三七七、五〇〇円	三十三年以上	三七七、五〇〇円
三九五、六〇〇円	三十三年以上	三九五、六〇〇円
四〇〇、三〇〇円	三十三年以上	四〇〇、三〇〇円
四〇〇、三〇〇円	三十三年以上	四一五、二〇〇円
四三六、四〇〇円	三十三年以上	四三六、四〇〇円
四七〇、四〇〇円	三十五年以上	四五七、四〇〇円
五〇八、七〇〇円	三十五年以上	四八三、一〇〇円
五三四、四〇〇円	三十五年以上	五三四、四〇〇円
五三九、五〇〇円	三十五年以上	五三九、五〇〇円
五五九、九〇〇円	三十五年以上	五五九、九〇〇円
六一一、三〇〇円	三十五年以上	五八五、六〇〇円
六七〇、一〇〇円	三十五年以上	六三六、八〇〇円
七六九、七〇〇円	三十五年以上	七〇三、二〇〇円
八六九、二〇〇円	三十五年以上	八〇二、八〇〇円
九四一、五〇〇円	三十五年以上	九〇五、三〇〇円
一、〇一三、九〇〇円	三十五年以上	九四一、五〇〇円
	三十五年以上	九六〇、〇〇〇円
	三十五年以上	一、〇一三、九〇〇円
	三十五年以上	一、〇五〇、〇〇〇円

この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。